

保 発 0620 第 5 号  
平成 28 年 6 月 20 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

### 国民健康保険保険給付費等交付金ガイドラインについて

平成 27 年 5 月 29 日付けで公布された持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 31 号)による改正後の国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 75 条の 2 において、都道府県は、保険給付の実施等の円滑かつ確実な実施を図り、及び当該都道府県内の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の財政状況等に応じた財政の調整を行うため、当該都道府県内の市町村に対し、市町村による療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用について、国民健康保険保険給付費等交付金を交付することとされた。

都道府県は、国民健康保険保険給付費等交付金の交付の具体的な内容について、都道府県内市町村と協議の上、条例等において定める必要があるが、その検討に資するよう、参考資料として、国と地方と協議の上、国民健康保険保険給付費等交付金ガイドラインを別添 1 のとおり定めたので、貴都道府県内保険者等に周知等を図るとともに、その運用に当たって十分留意の上、遺漏なきを期されたい。